

製造終了届番号 ー

飼料製造用原料品による製造終了届

令和 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

製造用原料品による製造が終了したので、関税定率法第 13 条第 5 項、関税暫定措置法第 9 条の 2 第 5 項の規定により下記のとおり届け出ます。

製造工場の名称 及 び 所 在 地			承認 期 間		令和 令和		年 年		月 月		日から 日まで		
製 品		品 名 数 量 kg		製 造 期 間		令和 令和		年 年		月 月		日から 日まで	
歩 留 計 算 表													
使用免税・譲 許の便益適用 原料品名		理 論 含 有 量 実 使 用 数 量		実績歩留り		使用免税・譲 許の便益適用 原料品名		理 論 含 有 量 実 使 用 数 量		実績歩留り			
		kg kg		%				kg kg		%			
		kg kg		%				kg kg		%			
		kg kg		%				kg kg		%			
		kg kg		%				kg kg		%			
		kg kg		%				kg kg		%			
製 品 出 来 高 使用した全原料品合計数量		kg kg				製造歩留り		%					
免 税 ・ 譲 許 の 便 益 適 用 原 料 品 合 計 使 用 数 量				kg									
免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量				kg									

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載してください。
- なお、届出者が法人である場合で、あらかじめその製造工場の承認を受けた代表権者から権限の委任を受けた者である場合については、その委任を受けた者の氏名で届出ることができます。
2. この届出書は、2 通（製造工場が第 2 種製造工場であるときは 3 通）を製造工場所轄税関に提出して下さい。
3. 同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、関税定率法第 13 条第 1 項及び関税暫定措置法第 9 条の 2 第 1 項の承認を併せて受けている場合で、かつ、当該製造工場の種別が同一の場合には、併せて記載することができます。

上記の届出に基づいて令和 年 月 日検査を終了し相違ないことを（ 証明 ・ 確認 ）する。

令和 年 月 日

税関 印

（規格 A 4）

製造終了届番号 ー

飼料製造用原料品による製造終了届（つづき）

製 造 用 原 料 品					
輸 入 許 可 番 号	輸 入 許 可 年 月 日	品 名	数 量 kg	残 数 量 kg	
免 税 ・ 譲 許 の 便 益 適 用 原 料 品 合 計 使 用 数 量			kg		
混 じ て 使 用 し た 同 種 又 は そ の 他 の 原 材 品					
品 名	数 量 kg	備 考	品 名	数 量 kg	備 考
免 税 ・ 譲 許 の 便 益 適 用 原 料 品 以 外 の 原 料 品 合 計 使 用 数 量			kg		